

[事案 2020-343] 死亡保険金支払請求

・令和3年11月1日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、死亡保険金が支払われなかったことを不服として、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の夫が肝細胞癌にて死亡したことから、令和元年8月に契約した終身保険（死亡保険金受取人は申立人）にもとづき、死亡保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約は解除された。しかし、夫が病院で受診したのは、告知書を作成した直前のことであり、その受診を忘れて告知しなかったはずがない。夫が病院での受診を告知しなかったのは、診査医の問い方が悪かったためであるから、死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

被保険者である申立人の夫は、病院での受診から約10日後に告知書を作成しており、受診して血液検査を受けたことを告知することは極めて容易であることから、故意または重大な過失により告知をしなかったというほかなく、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および申立人の子ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反は明らかであり、死亡保険金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人の事情聴取の結果によれば、募集人は、申立人の夫に対して、告知の重要性に関する注意喚起を特に行っていなかったことが認められる。
- (2) 募集人は、契約解除後、告知義務違反に係る事情について、保険会社に電話等で聞き取り調査をし、その結果、診査医の告知手続に問題があったと誤って理解して、それを申立人らに伝え、本裁定申立を提案した。この募集人の対応は、申立人のために行ったものではあるものの、誤った情報を伝えたことで、紛争拡大につながった。